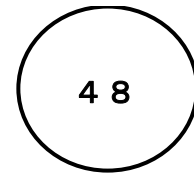


令和3年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学校名	福岡県立福岡工業高等学校
課程又は 教育部門	全日制課程



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめは生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、時には命にかかわる問題にもつながることから、日常のいじめに対する未然防止はもとより、早期に発見し、迅速で適切な指導・支援を行っていくことが重要である。いじめは、その人の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。本校はいじめ、暴力、差別は絶対に許さない心の教育を継続し、安心安全な学校づくりを推進する。

なお、「いじめ防止対策推進法」では次のとおり、いじめの定義がなされている。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（「いじめ防止等のための基本的な方針」5頁）

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめは全ての生徒に関係する問題であるとの認識の下、いじめは決して許されないことであることを生徒に認識させ、豊かな情操や道徳心とお互いの人格を尊重し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。そのために、全職員による生徒への人権啓発に関する取組や人権学習などを行い、生徒会活動・PTA活動など、あらゆる教育場面を活用する。部活動においては、いじめのない環境で実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。学校基本方針を全ての教職員に周知するために校内研修を行う。校内研修については、職員の知識と対応力の向上を目的として行う。外部講師の活用や学校生活アンケートや職員アンケートの結果を活用し情報の共有と予防を目的として実施する。また、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、全職員等へ正しい理解の促進を図る研修を実施する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。いじめは、初期段階では自覚症状がなく発生することが多い。また、大人が気づきにくい形で状況が進行する事も多い。日常生活の中で発生し進行する事を全職員が認識し些細な兆候であっても、いじめではないかと注意や観察を行い、生徒とのかかわりを持って発見することが必要である。

生徒によっては、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切な対応を行う。インターネットや携帯電話を利用したいじめに対しても適切な対応を行う。

	学校生活アンケート	生徒向けアンケート	職員アンケート	PTA配布書類
4月		実施（記名）		
5月		実施（無記名）		
6月	実施（記名）		実施（担当教科）	
7月		実施（記名）		家庭用チェックリスト
8月		実施（記名）		
9月		実施（記名）		
10月		実施（無記名）		
11月	実施（記名）		実施（担当教科）	
12月		実施（記名）		家庭用チェックリスト
1月		実施（無記名）		
2月	実施（記名）1, 2年	実施（記名）3年	実施（担当教科）	
3月		実施（記名）1, 2年		

また、個々の人権や命の大切さについて指導や助言を行い、予防に努めることが必要である。発見した時には、組織的に対応し早い段階からの確に関わりを持ち、いじめ問題を隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめ問題に取り組むことが必要である。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 学校生活アンケート及び職員アンケートの実施について

本校での生活状況の把握といじめの早期発見を目的として、全生徒より学校生活アンケートを1, 2年生は年3回、3年生は2回、生徒向けアンケートを年9回それぞれ実施する。また、学校生活アンケートの実施にあわせ職員アンケートを年3回実施し、いじめや気になる生徒について、各クラス、学年、各科で意見交換を行い、予防と早期発見に努める。

アンケート実施月一覧表

- ・学校生活アンケートを1, 2年生は3回、3年生は2回実施する。
- ・学校生活アンケートの実施月に、職員アンケートを実施する。
- ・学校生活アンケートを実施しない月は、生徒向けアンケートを実施する。
- ・生徒向けアンケートは学期に1回は無記名とする。

○アンケート集計後の流れについて

集計は、学級副担任が行い、担任は内容を把握する。

↓

担任は、いじめの疑いが考慮される場合は、生活部主幹教諭に該当アンケートのコピ

一を提出し直ちに当該生徒への聴き取り等の調査を行い、内容を報告する。



担任は、学年主任へ報告する。



※重要な問題については、生活部主幹教諭が教頭へ連絡する。

※アンケートのコピーを添付する。

全てのアンケートを生徒指導課に提出する。

※生徒指導部にて卒業後2年保管する。



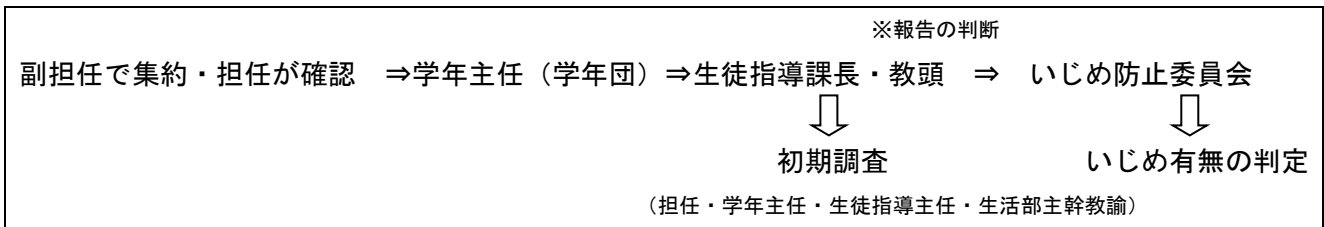
内容に基づき、聞き取り等の調査を行う。



いじめ防止委員会を実施し、判定を行う。

※判定の有無にかかわらず、職員及び県への報告を行う。

○アンケート実施後のフロー図



※いじめに関する記入があるものは全て生活部主幹教諭・教頭へ連絡する。アンケート原本は生徒指導課へ提出する。（緊急を要するものについては集約前に即提出）

・生活部主幹教諭が内容を教頭へ報告し、教頭がいじめ防止委員会の開催を判断する。

<いじめ防止委員会構成メンバー>

出席者：・校長・副校長・教頭・生活部主幹教諭・教務部主幹教諭・学年主任
・生徒指導課長・当該クラス担任・保健課長・人権・同和教育推進委員
・特別支援教育コーディネーター・養護教諭

※必要に応じて・進路部主幹教諭

② 職員アンケートの実施

学校生活アンケート実施時、職員アンケートを実施し、学年・学科において気になる生徒について確認を行なう。授業のみならず、学校生活全般においてコミュニケーションや人間関係づくりに課題のある生徒について意見交換を行い情報収集する。

保健課長は、情報に基づき関係職員に連絡する。スクールカウンセラー（以下SC）との面接の必要性を検討し計画する。いじめに係る内容は生活部主幹教諭に報告する。

③ 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

④ SCによる面談の実施

保健課長との連携により、気になる生徒よりSC面談を希望する生徒に対してSC面談を実施する。面談後は、保健課長・特別支援教育コーディネーター・担任・生活部主幹教諭でケース会議をもち、面談内容の報告を受ける。いじめに係る内容は教頭に報告する。

- ⑤ 家庭用チェック用紙の配付（年2回）・相談ポスト点検、昼休み巡回指導、各学年担任会、科会等で、生徒情報について意見交換を行い、いじめに係る情報を収集し早期発見と対応に努める。いじめに係る内容は、生活部主幹教諭、教頭に報告する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

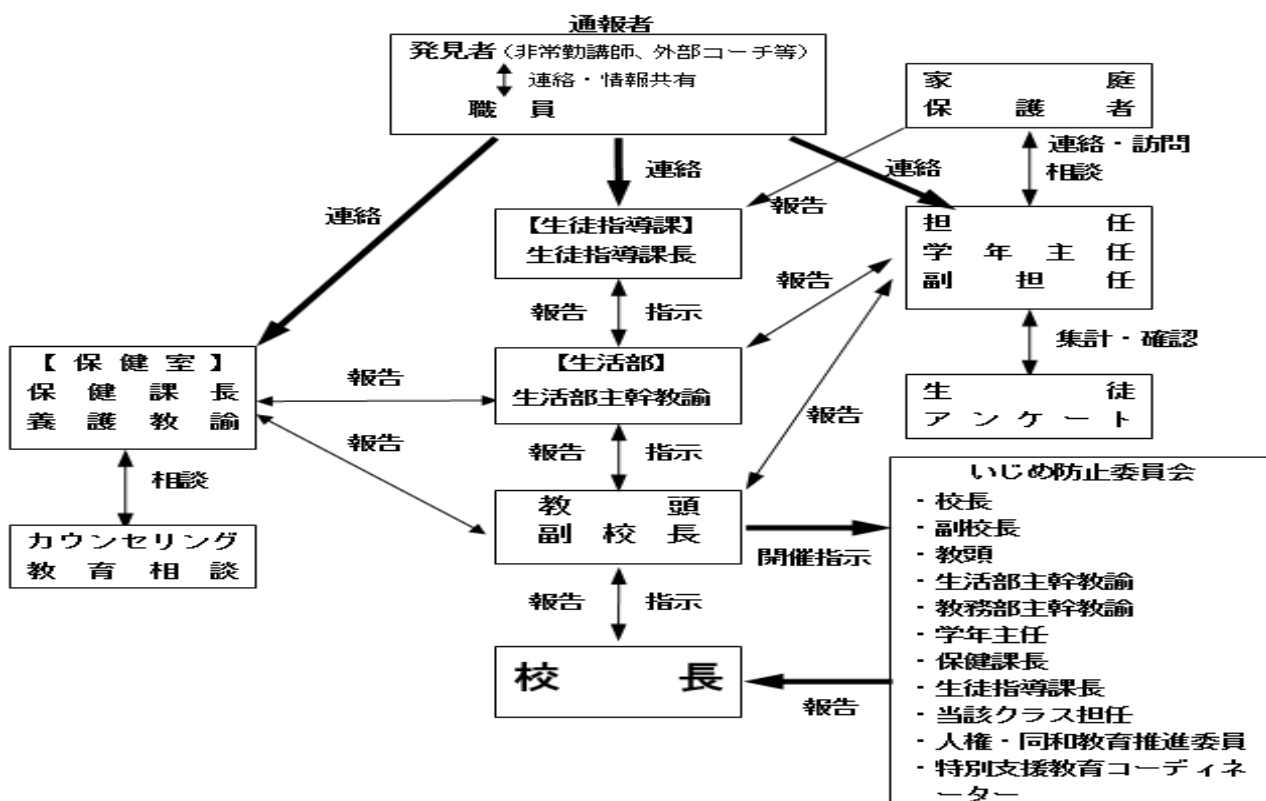
(1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して、被害性に着目した判断で行う。いじめは、初期段階では自覚症状がなく発生することが多い。心理的な又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることを配慮する。また、インターネットや携帯電話を利用した大人が気づきにくい形で状況が進行する事も多い。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か、対策組織による認知によって行う。いじめの発見・通報を受けた場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、教育的配慮の下、毅然とした態度で組織的な対応を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

職員（非常勤講師・部活動外部コーチや部活動指導員等含）の情報共有の対応ため、以下のチャートに従い、速やかに報告・連絡・相談を行う。疑いのある事案を把握した段階で、管理職から電話で第一報を高校教育課へ行う。報告や連絡は可能な限り迅速に行い、随時経過報告を行う。緊急（非常事態）の場合は直接管理職に報告する。部活動において顧問等がいじめを発見・通報をうけた場合も同様の対応を行う。また、部活動指導員、非常勤講師等には、部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

＜対応と報告フロー図＞



(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた当該生徒や情報提供者である生徒の安全を確保するとともに、当該生徒に対し徹底して守り通すことを伝え不安を除去する。また、親しい友人や教職員など、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ② 保護者に対しても、連絡や報告を密に行ない、いじめられた生徒のメンタルケアを徹底して行うこと。また秘密の厳守について説明を行い、できる限り保護者の不安を排除する事に心がける。
- ③ 状況に応じ、いじめられた当該生徒およびその保護者に対して、SCによる面談の実施、専門医への受診を案内するなど、メンタルケアを継続して行う。

(4) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ① 慎重に調査及び聞き取りを行い、事実関係を正確に把握する。不確定な情報や憶測で聞き取りを行ってはならない。
いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
また、必要に応じて別室等において特別指導を行い、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。場合によっては所轄警察署等とも連携して対応する。
- ② いじめた生徒の保護者に対しては、家庭訪問等により知り得た事実関係を伝え、今後の指導方法、学校との連携方法について話し合う。
行なった行為について指導するが、人格を否定する指導ではないことを伝え、生徒及び保護者の理解を促す。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① 身近で起きた事象であり、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる指導や助言を個別及び集団・クラスに対して行う。いじめを止めさせることはできなくても賛同せず、身近な家族や友人に知らせる勇気を持つよう伝える。
また、はやし立てる行為を行った生徒に対しては、いじめに賛同した行為であることを理解させる。
- ② いじめられた当該生徒といじめた生徒の関係については、個別面談、カウンセリング、クラス討議、ホームルームによる助言を通し、学年及び各科の支援を受け粘り強く行い、関係の修復に全力を挙げる。結果的に、生徒個々が快適で充実した集団生活を送れるよう支援する。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① 日常の予防活動が重要な要素となる。インターネット、携帯電話の利便性と問題点について、実例を交え指導を心がける。
肖像権の侵害や名誉毀損による訴訟問題等、携帯電話を使用する上で社会的責任が生じている事実について、生徒に伝えることが重要である。
- ② アンケートや生徒の申し出により事実を把握した場合、画像の保存や記録の保存をアドバイスする。当事者が本校生同士の場合、事件としての聞き取りではなく、民事不介入の訴訟事案に発展する可能性を当事者生徒及び保護者へ伝え、正しい判断が行えるよう助言を行う。
学校単独で対応することが困難と判断した場合には、県教育委員会やスクールサポーターと相談しながら対応する。また、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求め、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は直ちに所轄警察署に通報する。
また、学校における情報モラル教育を推進するとともに、保護者にも理解を求める。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかいないかどうかを面談等により確認する。

以上の要件が3か月継続後、いじめ防止委員会での会議により校長が判断する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態が発生した場合、即座に県教育委員会を通じて県知事への報告を行う。

② 重大事態が発生した場合、「いつ（いつ頃から）」「誰から（誰達から）」「どのような態様であったか」を明確にする調査を行うことで、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を明らかにし、学校が事実と向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒およびその保護者に対し、調査結果によって得られた事実関係について、適時・適切な説明を行う。調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等に関しては保護者へ適切に情報を提供する。調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を記載する。これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮

するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

② 調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

(3) 犯罪行為として取り扱う事案についての対応

① 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において生徒の行為が犯罪として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、本校はためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとる。

② いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされている場合には、直ちに警察に通報する。

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称：いじめ防止委員会/重大事態調査委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核として「いじめ防止委員会」を組織する。

校長を委員長として組織し、外部対応責任者を副校長、企画責任者を生活部主幹教諭とし、いじめ防止委員会を召集し、協議する。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織として、「重大事態調査委員会」を組織する。管理職の指揮、指示の基、客観的な事実関係を速やかに調査する。調査内容に基づき、事態への対応、指導や助言、報告を行う。また、事実関係を参考に、今後の指導計画に盛り込み発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

(1) いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかを重視する

(2) いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

(3) いじめの取組に関する評価は、PDCAサイクルに基づき行う。